

特定高齢者把握事業について

1 特定高齢者の候補者の選定及び確認

特定高齢者の候補者の選定及び確認は以下のいずれかにより行う。

- a 生活機能チェック以外の機会に基本チェックリストを実施し、特定高齢者の候補者を選定する場合

(a) 特定高齢者の候補者の選定

市町村は、生活機能チェック以外の機会に、別添1の「基本チェックリスト」を実施し、次の i から iv までのいずれかに該当する者を特定高齢者の候補者として選定する。

- i 1から20までの項目のうち10項目以上に該当する者
- ii 6から10までの5項目のうち3項目以上に該当する者
- iii 11及び12の2項目すべてに該当する者
- iv 13から15までの3項目のうち2項目以上に該当する者

(b) 特定高齢者に該当する者であることの確認

(a)により特定高齢者の候補者に選定された者について、基本チェックリストを除く生活機能チェック及び生活機能検査を実施し、特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。

- b 生活機能チェックの機会に基本チェックリストを実施し、特定高齢者の候補者を選定する場合

(a) 特定高齢者の候補者の選定

生活機能チェックを実施し、基本チェックリストの判定の結果、aの(a) i から iv までのいずれかに該当する者を特定高齢者の候補者として選定する。

(b) 特定高齢者に該当する者であることの確認

(a)により特定高齢者の候補者に選定された者について、生活機能検査を実施し、特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。

2 特定高齢者の決定

市町村は、特定高齢者の候補者の中から、基本チェックリスト及び生活機能の確認の結果等を踏まえ、別添2の「特定高齢者の決定方法」により特定高齢者を決定する。

生活機能評価の実施方法等について

1 検査項目

生活機能評価は、基本チェックリスト、生活機能チェックと生活機能検査とで構成する。

(1)生活機能チェック

ア 問診

現状の症状、既往歴、家族歴、嗜好、生活機能に関する項目(基本チェックリスト)等を聴取する。ただし、市町村が、生活機能チェックを実施する前に、基本チェックリストを行い、特定高齢者の候補者を選定している場合は、基本チェックリストは行わないものとする。

イ 身体計測

身長及び体重を測定し、BMIを算定する。

ウ 理学的検査

視診(口腔内を含む。)、打聴診、触診(関節を含む。)を実施する。

エ 血圧測定

聴診法又は自動血圧計により、収縮期血圧及び拡張期血圧を測定する。

(2)生活機能検査

ア 理学的検査

反復唾液嚥下テストを実施する。

イ 循環器検査

安静時の標準12誘導心電図を記録する。

ウ 貧血検査

血液中の赤血球数、血色素量(ヘモグロビン値)及びヘマトクリット値を測定する。

エ 血液化学検査

血清アルブミン検査を実施する。

2 実施方法(別添3)

(1)生活機能チェック以外の機会に基本チェックリストを実施し、特定高齢者の候補者を選定する場合

ア 特定高齢者の候補者の選定

市町村は、第1号被保険者(要介護者及び要支援者を除く。以下同じ。)について、基本チェックリストを実施し、地域支援事業実施要綱に定める基準に従い、特定高齢者の候補者を選定する。

イ 生活機能チェックと生活機能検査の実施

特定高齢者の候補者に選定された者について、基本チェックリストを除く生活機能チェックと生活機能検査を実施し、特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。

(2)生活機能チェックの機会に基本チェックリストを実施し、特定高齢者の候補者を選定する場合

ア 特定高齢者の候補者の選定

第1号被保険者について、生活機能チェックを実施し、特定高齢者の候補者を選定する。

イ 生活機能検査の実施

特定高齢者の候補者に選定された者について、生活機能検査を実施し、特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行う。

3 生活機能評価の判定

生活機能及び介護予防事業(「通所型介護予防事業」及び「訪問型介護予防事業」をいう。以下同じ。)に関する評価については、基本チェックリスト、生活機能チェック及び生活機能検査の結果を医師が総合的に判断するものとし、次のいずれかに区分する。

(1)生活機能の低下あり

生活機能の低下があり、要支援・要介護状態となるおそれが高いと考えられる場合で、地域支援事業実施要綱に定める特定高齢者の候補者の基準に該当し、別添2の「特定高齢者の決定方法」に該当している場合

1)－1 介護予防事業の利用が望ましい

生活機能の低下があり、介護予防事業の利用が望ましい場合

1)ー2 医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不相当

- 全て
- 運動器の機能向上プログラム
- 栄養改善プログラム
- 口腔機能の向上プログラム
- その他のプログラム()

生活機能の低下はあるが、心筋梗塞、骨折等の傷病を有しており、

ア 介護予防事業の利用により当該傷病の病状悪化のおそれがある

イ 介護予防事業の利用が当該傷病の治療を行う上で支障を生ずるおそれがある

等の医学的な理由により、介護予防事業の利用は不相当であると判断される場合であり、具体的に利用が不相当な介護予防事業のプログラムに印を付するものとする。

(2)生活機能の低下なし

生活機能が比較的良好に保たれ、要支援・要介護状態となるおそれが高いとは考えられない場合で、地域支援事業実施要綱に定める特定高齢者の候補者の基準に該当しない場合又は特定高齢者の候補者の基準に該当する場合であって別添2の「特定高齢者の決定方法」に該当しない場合

(別添1)

基本チェックリスト

No.	質問項目	回答	
		(いずれかに○をお付け下さい)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ
11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ
12	身長 cm 体重 kg (BMI=)(注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1.はい	0.いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ

(注) BMI(=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))が18.5未満の場合に該当とする。

(別添2)

特定高齢者の決定方法

「特定高齢者の候補者」に選定された者について、生活機能評価の結果等を踏まえて、以下の1～6により特定高齢者を決定する。

1 運動器の機能向上



ただし、うつ予防・支援関係の項目を除く20項目のうち10項目以上該当し「特定高齢者の候補者」と判定された者であって、基本チェックリスト6～10のうち3項目以上該当していない者について、以下に示す運動機能測定を行った場合に3項目の測定の配点合計が5点以上となった場合については、該当する者とみなしてよい。

運動機能測定項目	基準値		基準値に該当する場合の配点
	男性	女性	
握力(kg)	< 29	< 19	2
開眼片足立時間(秒)	< 20	< 10	2
10m歩行速度(秒) (5mの場合)	≥ 8.8 (≥ 4.4)	≥ 10.0 (≥ 5.0)	3
配点合計	0-4点 … 運動機能の著しい低下を認めず 5-7点 … 運動機能の著しい低下を認める		

2 栄養改善

以下の①及び②に該当する者又は③に該当する者

- ①基本チェックリスト11に該当
- ②BMIが18.5未満
- ③血清アルブミン値が3.8g/dl以下

3 口腔機能の向上



4 閉じこもり予防・支援

基本チェックリスト16に該当する者
(17にも該当する場合は特に要注意)

5 認知症予防・支援

基本チェックリスト18～20のいずれかに該当する者

6 うつ予防・支援

基本チェックリスト21～25で2項目以上該当する者

※ なお、認知症及びうつについては、特定高齢者に該当しない場合においても、可能な限り精神保健福祉対策の健康相談等により、治療の必要性等についてアセスメントを実施し、適宜、受診勧奨や経過観察等を行うものとする。

(別添3)

